

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員および非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免および職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限および懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉および利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(令2条例5・令5条例1・一部改正)

(福井県からの報告)

第4条 管理者は、毎年8月末までに、公平委員会の事務を委託している福井県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第5条 管理者は、第2条の規定による報告および前条の報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要および前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 鯖江・丹生消防組合公告式条例(昭和44年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) 組合構成市町の広報紙に掲載する方法
- (3) 組合のホームページを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。